現 行

都市計画施設の区域内における建築許可等に関する取扱要綱

第1章第1条~第2章第9条 (省略)

第3章 都市計画決定線の位置確認

(都市計画決定線の位置確認の手続)

- 第10条 都市計画決定線の位置確認を受けようとする者は、都市計画課長に都市計画決定線の位置確認依頼書 (第5号様式)に必要事項を記載し提出するものとする。
- 2 前項の都市計画決定線の位置確認依頼書には、位置図と公共施設の管理図などに敷地位置を明示した図面 又は敷地形状と寸法が明示された図面等を添付し、位置確認の申請を行うものとする。
- 3 都市計画課長は、都市計画決定線の位置確認を行う際には、都市計画図(2,500 分の1)から転写するため、 図面の精度による誤差幅(以下「余裕幅」という。)を明示するものとする。
- 4 余裕幅は、1メートルとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する区域については、余裕幅を設定しないものとする。
- (1) 都市計画施設の整備に着手している事業地で用地測量図が完成している区域
- (2) 「概成道路における都市計画法第 53 条第1項の許可に関する運用基準」における対象区間で、かつ道路 台帳区域線図等により都市計画決定線と敷地の関係を明確化できる区域
- 5 都市計画道路において、現道が都市計画道路に含まれる区域のうち、第1号に該当するものにあっては前項の規定を「50 センチメートル」とし、第1号及び第2号いずれにも該当するものにあっては同項の規定を「25 センチメートル」とする。
- (1) 片寄せ又は振り分け区間
- (2) 道路台帳区域線図等により都市計画決定線と敷地の関係を明確化できる区域
- 6 次の各号に該当する都市計画道路が曲線区間の場合、余裕幅は当該各号に定めるものとする。
- (1) 第4項第2号に該当する場合 25 センチメートル
- (2) 第5項に該当する場合 同項に規定する余裕幅に「25 センチメートル」を加算する。
- 7 都市計画施設区域内の法第 55 条指定区域による土地の買取り地等、事業計画経過等を総合的に判断して明らかに支障がないと認められる場合は、第4項本文に規定する余裕幅を減ずることができるものとする。

(余裕幅内の建築物の指導)

第11条 都市計画課長は、第3条第1項の許可基準に適合しない建築物は、原則として余裕幅の外に建築するよう指導するものとする。

(事業者等の責務)

第12条 都市計画施設の事業者又は事業予定者は、都市計画施設の事業実施前に、都市計画決定線の位置確認 (第6号様式)により、都市計画課長に線形指導を受けなければならない。

改正案

都市計画施設の区域内における建築許可等に関する取扱要綱

第1章第1条~第2章第9条 (省略)

第3章 都市計画決定線の位置確認

(都市計画決定線の位置確認)

- 第 10 条 都市計画決定線の詳細な位置を確認しようとする者は、次の各号の方法により確認をするものとする。
- (1) 横浜市まちづくり地図情報提供システム(Rマッピー)により都市計画決定線の位置を自ら確認する。
- (2) 前号による確認ができない場合は、都市計画決定線の位置確認依頼書(第5号様式)に必要事項を記載して都市計画課長に提出し、確認する。
- 2 前項第2号の都市計画決定線の位置確認依頼書の提出にあたっては、位置図と公共施設の管理図などに敷地 位置を明示した図面又は敷地形状と寸法が明示された図面等<mark>を添付するものとする。</mark>
- 3 第1項による都市計画決定線のうち、都市計画施設の位置の確認を行う者は、都市計画図(縮尺 2,500 分 の1)の精度及び事業実施の際の詳細測量による誤差幅1メートル(以下「余裕幅」という。)を考慮しなければならない。

(余裕幅内の建築物の指導)

第11条 都市計画課長は、第3条第1項の許可基準に適合しない建築物は、原則として余裕幅の外に建築するよう指導するものとする。

(事業者等の責務)

第12条 都市計画施設の事業者又は事業予定者は、都市計画施設の事業実施前に、都市計画決定線の位置確認 (第6号様式)により、都市計画課長に線形指導を受けなければならない。 2 都市計画施設の事業者は、都市計画事業等の完了後に、完了報告書(第7号様式)を都市計画課長に提出しなければならない。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年9月30日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 都市計画施設の事業者は、都市計画事業等の完了後に、完了報告書(第7号様式)を都市計画課長に提出しなければならない。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年9月30日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

(経渦措置

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年 12月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正後の都市計画施設の区域内における建築許可等に関する取扱要綱第4条及び第10条の規定は、この要綱の施行の日以後の建築物の建築から適用し、同日前の建築物の建築については、なお従前の例による。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年 12 月19 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正後の都市計画施設の区域内における建築許可等に関する取扱要綱第4条及び第10条の 規定は、この要綱の施行の日以後の建築物の建築から適用し、同日前の建築物の建築については、なお従前 の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。